# スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書 概要



### 調査の趣旨・経緯

スタートアップは,

- 我が国経済の生産性向上に大きく貢献する可能性を持っており、近年、大企業等とのオープンイノベーションも促進されていること、
- 創業から10年未満の事業者は雇用者数を増加させるなど、新規雇用の創出といった面でも重要であること、

から、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することが我が国経済の今後の発展に向けて極めて重要。

### 調査の実施

スタートアップの取引慣行の実態を明らかにするため、下記のとおり調査を実施した。

- 書面調査:1,447者(回答率約25.9%)
- ヒアリング:144者

(スタートアップ126者, 出資者5者, 有識者10者, 事業者団体3者)

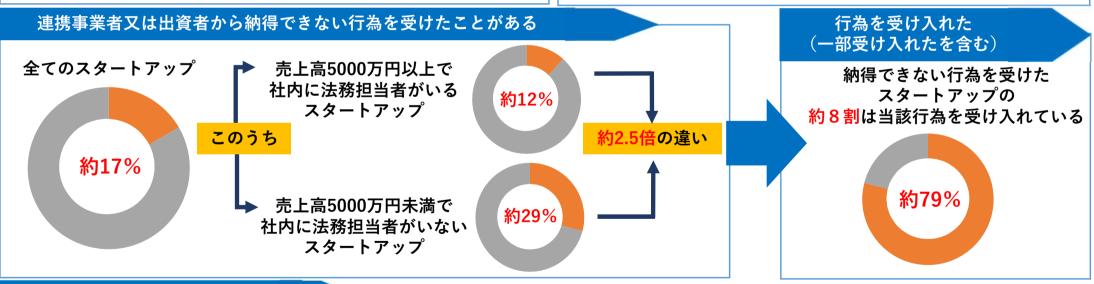
#### 調査の結果

左記調査の結果、 ■ スタートアップと連携事業者との取引・契約

■ スタートアップと出資者との取引・契約

■ スタートアップと競合他社との関係

において,独占禁止法上の観点から問題となるおそれがある行為が 確認された(具体的な内容は裏面参照)。



#### 公正取引委員会の今後の対応

- ①独占禁止法上問題となるおそれのある行為の未然防止の観点から本報告書を広くかつ速やかに周知していく。
- ②独占禁止法違反行為に対しては厳正に対処していく。
- ③成長戦略実行計画(令和2年7月17日閣議決定)を受け、本調査結果を踏まえ、スタートアップと連携事業者との各契約における問題 事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法上の考え方を整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目 途に案を作成し、意見公募手続を開始する。

# 独占禁止法上問題となるおそれがあると整理した行為



スタートアップと 連携事業者 との取引・契約

## NDA(秘密保持契約)に係るもの

- 営業秘密の開示
- 片務的なNDA等の締結
- NDA違反

## PoC契約(技術検証契約)に係るもの

■ 無償作業等

## 共同研究契約に係るもの

- 知的財産権の一方的帰属
- 名ばかりの共同研究
- 成果物利用の制限

#### ライセンス契約に係るもの

- ライセンスの無償提供
- 特許出願の制限
- 販売先の制限

#### その他(契約全体に係るもの等)

- 顧客情報の提供
- 報酬の減額・支払遅延
- 損害賠償責任の一方的負担
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

スタートアップと 出資者 との取引・契約

- 営業秘密の開示
- **NDA違反**
- 無償作業
- 出資者が第三者に委託した業務の費用負担
- 不要な商品・役務の購入

- 株式の買取請求権
- 研究開発活動の制限
- 取引先の制限
- 最恵待遇条件

スタートアップと 競合他社との関係

- スタートアップの販売に対する競合他社による行為
- スタートアップの購入(調達)に対する競合他社による行為
- (注)優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、連携事業者又は出資者の取引上の地位がスタートアップに優越していることが前提。また、優越的地位の濫用を含む不公正な取引方法として独占禁止法上問題となるのは、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提。